

フォスターグループ サプライチェーン行動規範

(サステナビリティ調達ガイドライン)
F3024-2026

2026年 7月 22 日 第11版
フォスター電機 製造本部資材部

はじめに

フォスターグループ（以下、当社と記す）創業以来、社是に「誠実」を掲げてまいりました。

「誠実」とはその言葉どおり、私たちの企業を取り巻く全てのステークホルダーに対して、まごころを持って接するという意味です。表現こそ違うものの、起業の時点から「サステナビリティの思想」を経営の根幹に置き、企業活動を続けて今に至っております。当社は新しい時代の中さらに飛躍するためには今後とも創業以来守り続けてきた「誠実」という「サステナビリティの思想」をもとに行動していくことが何よりも大切であると考えます。

そのため品質、技術、納期に優れているだけでなく、人権、労働安全、環境配慮などサステナビリティに留意されている仕入先様と取引をするように努めております。

そして、購入先様のご協力をいただきながら、持続可能なサプライチェーン構築に取り組んでおります。

この理念に基づき「調達方針」及び「フォスターグループサプライヤーサステナビリティ行動規範」を設け、賛同していただき取引基本契約を締結しています。

お取引先様におかれましては、本基本方針及び行動規範の趣旨をご理解いただき、自社内での取り組み更に皆様のお取引先様へも同様のご理解と取り組みの要請をお願いいたします。

調達方針

「すべてのお取引先様に対して誠実に対応いたします」

1、 法令順守

事業活動国、地域における法令・規則を遵守し、社会倫理に従って購買業務を行います。 法令・社会倫理に反する贈答・接待は一切お受けしません。

2、 公正・公平

すべての企業に対して門戸開放と公平な機会を提供し、合理的な基準に基づいて、公正にお取引先様を評価、選定します。

3、 サステナブル調達

国際規範・社会規範・企業倫理を順守し、社会的責任を果たす調達活動をお取引先様と共に推進致します。

4、 パートナーシップ

お取引先様との相互理解の深化と信頼関係の構築に努めます。

5、 機密保護

お取引上、知り得た機密情報については、厳格な管理を実施します。

「フォスターグループ サプライチェーン行動規範」

1. 経営倫理とビジネスインテグリティ

1.1 汚職防止・資金洗浄防止

私たちは、あらゆる種類の贈収賄、腐敗行為、恐喝、および横領も行いません。賄賂またはその他の不当もしくは不適切な利益を得るための手段を、約束、申し出、許可、提供、または受領しません。疑わしい取引については報告し、資金洗浄の兆候がないか注意を払います。

贈賄・利益供与や違法な政治献金はもとより、政治・行政との癒着というような誤解を招きかねない行動を厳に慎み、健全かつ透明な関係作りに努めます。

1.2 データ保護・データセキュリティ

個人データの収集、保管、処理、移転、共有する場合、プライバシーおよび情報セキュリティに関する法律および規制要件を遵守します。個人データの収集、保管、使用、配布にあたり、プライバシーや人権擁護を尊重します。

1.3 財務責任・記録の精度

すべての商取引は透明性、正確性、誠実性をもって実施され、会計帳簿や記録に正確に反映されます。適切な財務報告システムと内部統制を整備し、取引の承認・記録・報告プロセスが適切に機能していることを確認します。

1.4 情報の開示

労働、安全衛生、環境活動、事業活動、構造、財務状況、および業績に関する情報は、適用規制と一般的な業界慣行に従って開示し、正確な記録を維持します。

1.5 利害の対立

財務的利害やその他の利害と職責の対立（利益相反）が生じる状況や、不正と思われる状況を回避し、客観的判断を維持します。そのような状況が発生した場合は透明性を確保するため、速やかに開示義務を果たします。

1.6 反社会的勢力との関係遮断

違法行為や反社会的行為に関わらないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義心を持ち、常に良識ある行動に努めます。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。不当な要求には断固として応じず、金銭や便宜供与などによる解決を行いません。

1.7 偽造品

偽造および/または転用された部品やマテリアルが納品物に適用されるリスクを最小限に抑え、製品の設計プロセスにおいて関連技術基準を遵守します。

1.8 知的財産

私たちは、有効な知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は知的財産が守られる方法で実施します。また顧客およびサプライヤーの機密情報を保護します。

1.9 輸出管理・取引・経済制裁

品物、ソフトウェア、サービス、テクノロジーの輸出・再輸出に関する該当規制、ならびに一定の国、地域、会社または事業体、個人がかかわる取引に関する該当規制を遵守します。

1.10 苦情処理メカニズム

ステークホルダーの懸念や苦情について相談・通報窓口を設置し、人権への侵害が特定された場合は、適切に対処します。匿名かつ内密に報告することができ、報告者が何らの不利益を被ることはありません。

1.11 報復措置防止

いかなる形であれ、利害関係者に対する脅迫、威嚇、身体的攻撃、不当な権利行使を避けます。これには表現の自由・結社の自由・平和的な集会・事業活動に対する抵抗の自由といった法的権利の行使に対する上記の行為を含みます。

1.12 公正なビジネス、広告、および競争

公正なビジネス、広告、および競争の基準を維持します。

1.13 文書化と記録

規制の遵守、内部要件への適合、ならびにプライバシー保護のための適切な機密性を確保するための文書および記録を作成し、保持します。

2 環境

2.1 エネルギー消費および温室効果ガスの排出

パリ協定に沿って、期限が明確に定められた科学的根拠に基づく排気温室効果ガス総量削減目標ならびに再生可能エネルギーの目標を設定し、スコープ1、2、およびスコープ3の重要カテゴリーの温室効果ガス排出量を追跡、文書化、公表します。エネルギー効率を改善し、バリューチェーン全域のエネルギー消費を最小限に抑え、脱炭素化を促進する施策を設定します。

2.2 汚染防止と省資源

汚染物質の排出・放出ならびに廃棄物の発生は、発生源において、または汚染防止装置の追加、生産・メンテナンス・設備に関わるプロセスの変更、その他手段などの実践により、最小限に抑えるか除去する必要があります。水、化石燃料、鉱物、原生林産物などの天然資源に関しては、生産・メンテナンス・設備に関わるプロセスの変更、物質の代替、再利用、保全、リサイクル、その他手段などを実践する

ことで、その使用を抑えるものとします。

2.3 水質・消費・マネジメント

適用令の規定に従い、水消費量を最小限に抑え、責任ある排出処理により水を再利用し、雨水の流出による洪水の影響を防ぎます。

2.4 大気の質

適用令の規定に従い、大気汚染につながりうる排気の状態を定期的に監視、情報開示、適切に管理し、最小限に抑え、可能な限り排除します。自社拠点における汚染源の累積的な影響を評価し、その結果に応じて汚染レベルを低減します。

2.5 製品含有化学物質の管理

すべての製品、部品、および材料において、適用される法規制および顧客の要求事項を遵守します。製品に含まれる規制物質の使用状況を正確に特定・把握し、使用の禁止、または最小化に努めます。また、環境負荷低減のため、積極的に適切な代替材の調査と転換を推進します。

2.6 化学物質および廃棄物の管理

人の健康や環境に危害を及ぼす化学物質、および廃棄物を特定・分類し、ラベル等で適切に表示します。これらを安全に取り扱うため、輸送、保管、使用、リサイクル、再利用、および廃棄に至るまでの全過程において適切な管理体制を構築します。特に有害廃棄物については、その量を追跡・文書化し、環境汚染の防止に努めます。

2.7 資材の制限

製品および製造（リサイクルおよび廃棄物のラベリングを含む）における特定の物質の禁止または制限に関する、すべての適用される法律、規制、および顧客要求事項を遵守します。

2.8 循環性

固形廃棄物を特定、管理、削減し、責任をもって廃棄またはリサイクルを行うための体系的アプローチを実施します。再利用やリサイクルを増やしながら、持続可能で再生可能な天然資源の使用をサポートすることで、クローズドループシステムを推進します。

2.9 動物福祉

動物福祉に関し、国際獣疫事務局（WOAH）が定めた動物の「5つの自由」を尊重します。いかなる動物も自動車部品に使用するという唯一の目的として飼育、殺害されることがあってはなりません。

2.10 生物多様性・土地利用・森林破壊

自社の事業によって影響を受ける生態系（特に重要な生物多様性地域）を保護し、IUCN（国際自然保護連合）の生物多様性に関する決議および勧告を含む国際生物多様性規制に従って、違法な森林破

壊とみなされる活動を回避します。

2.11 土壌の質

土壌侵食、栄養分の劣化、地盤沈下、土壌汚染を防ぐため、必要に応じて自社が土壌の質に与える影響の監視および管理を実施します。

2.12 騒音

騒音公害を防ぐため、必要に応じ工場騒音レベルの監視並びに管理を実施します。

3 人権尊重および労働条件

3.1 児童就労と若年労働者

自社の事業活動やサプライチェーン全域において、ILO就業最低年齢条約で定められた就業最低年齢を遵守し、いかなる児童就労をも許容しません。15歳、または義務教育を修了する年齢、もしくは国の最低雇用年齢のうち、いずれか最も高い年齢に満たない者を雇用しません。18歳未満の労働者(若年労働者)を、夜勤や時間外勤務を含む、健康や安全が危険にさらされる可能性がある業務に従事させません。

3.2 賃金・福利厚生

最低賃金、時間外労働、および法令で義務付けられている福利厚生に関連する法律を含め、適用される賃金に関するすべての法律を遵守します。すべての労働者は、同一労働・同一資格に対して同一賃金を受け取るものとします。労働者は時間外労働に関して、通常の時給より高い賃率で支払いを受けるものとします。懲戒処分として賃金から控除することは、現地法で認められている場合を除き、行いません。

適用規制や業界の一般的慣行に準拠した適切な報酬を提供し、医療休暇を含む必要な福利厚生を確保します。従業員とその家族が生活必需品をカバーし、まともな生活水準を送るのに十分な生活賃金の支払いに努め、残業・過重労働の回避と最大労働時間の設定に取り組みます。臨時・派遣・外部委託労働者の使用はすべて現地法令の制限内とします。

3.3 就労時間

就労時間について、現地法や団体交渉合意内容を遵守します。または就労時間に関する現地法が存在しない場合は、ILO基準に従います。労働時間は現地法で定められている上限を超えてはならず、また1週間の労働時間は、緊急時や非常時を除き、時間外労働を含めて週60時間以内に抑えます。すべての時間外労働は自発的なものとし、過剰労働時間削減と残業・過重労働の回避に取り組みます。労働者には7日間に1日以上以上の休日を与えなくてはなりません。

3.4 現代奴隷

拘束(債務による拘束を含む)または拘留労働、非自発的または搾取的囚人労働、奴隷または人身売買を含むがこれに限定されない、あらゆる形態の強制労働を認めません。人身売買を含む、いかなる

強制労働、奴隷労働をも禁止します。

3.5 倫理的雇用

雇用プロセスの一環として、すべての労働者には、母国語または労働者が理解できる言語で、雇用条件を記載した書面による雇用契約書を提供します。外国人移民労働者は、労働者が出身国を出発する前に雇用契約書を受け取らなければならない、受入国に到着後、現地法を満たし、同等またはより良い条件を提供するために変更される場合を除き、雇用契約書の差し替えまたは変更は認められないものとします。

すべての労働は自発的でなければならない、また、労働者は、合理的な通告がなされれば、違約金なしにいつでも自由に離職し、または雇用を終了することができるものとし、その旨は雇用契約に明記されなければなりません。

政府発行の身分証明書、パスポート、または労働許可証など、身分証明書または出入国管理文書を保持したり、またはその他破棄、隠匿、没収したりしてはなりません。上記にかかわらず、雇用者が文書を保持できるのは、現地法を遵守するために必要な場合に限られます。そのような場合、労働者は、これらの文書へのアクセスを拒否されることはないものとします。

労働者は、雇用者の人材斡旋会社またはその委託先に採用手数料または雇用に関わるその他手数料を支払う必要はないものとします。労働者がこうした手数料を支払ったことが判明した場合、その手数料は労働者に返金されるものとします。

3.6 結社と団体交渉の自由

労使間のオープンなコミュニケーションと直接的な関与は、職場環境と待遇の問題を解決する最も効果的な方法です。労働者および/またはその代表者は、差別、報復、脅迫、またはハラスメントを恐れることなく、労働条件および経営慣行に関する意見および懸念について、経営陣と率直に意思疎通を図り、共有できるものとします。

労働者が自ら選択した労働組合を結成してこれに参加し、団体交渉を行い、また平和的な集会に参加するというすべての労働者の権利を尊重し、またかかる活動を差し控える権利も尊重するものとします。結社の自由および団体交渉の権利が適用法令により制限されている場合、労働者は、これらに代わる適法な形式による労働者代表を選出し、これに参加することを認められるものとします。

3.7 差別・ハラスメントの禁止

ハラスメントおよび違法な差別のない職場づくりに取り組みます。労働者に対する暴力、性別に基づく暴力、セクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的もしくは肉体的な抑圧、いじめ、公衆の面前での辱め、または言葉による虐待などの不快な、または非人道的な扱いは一切行わず、また、そのような扱いを受ける恐れがないものとします。

賃金、昇進、報酬、およびトレーニングの機会などの採用および雇用慣行において、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性同一性または性表現、民族または国籍、障がいの有無、妊娠、宗教、支持政党、組合加入の有無、軍役経験の有無、保護対象となる遺伝情報、または配偶者の有無に基づく差別またはハラスメントを行わないものとします。

これらの要件に対応した懲戒方針および手順を明確に定め、労働者に伝達するものとします。労働者には、宗教的慣習や障がいに対する合理的な便宜を図るものとします。さらに、労働者または採用の可能性がある労働者に、差別的に使用される可能性がある妊娠検査や処女検査を含む医療検査または身体検査を受けさせてはなりません。

3.8 女性の権利

平等な雇用機会を提供し、同等の仕事に対し平等な支払いを約束します。また男女間の賃金格差の是正を推進していきます。

3.9 ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン（多様性・公平性・包摂性）

多様性を高く評価し、皆がそれぞれの能力をフルに発揮し貢献できる包摂的なカルチャーを構築、促進します。また、取締役も含め、従業員とリーダーの全てのレベルにおいて多様性を奨励します。

3.10 マイノリティおよび先住民の権利

地域社会が有する、教育、雇用、社会活動といった適正な生活環境への権利、並びに地域社会やその土地に影響を与えるような開発に関して、自由意思に基づく事前の十分な情報を得た上での同意の権利を尊重します。特に社会的弱者への配慮を行います。

3.11 土地の権利と強制退去

土地・森林・水を買収・開発、またはその他の用途で使用する場合、強制退去や土地・森林・水の剥奪といった事態を避けます。

3.12 私営・民営治安部隊

治安部隊の配備が人権侵害に繋がる恐れがある場合、または社内の訓練・管理が不十分な場合には、自社の事業プロジェクトを保護する目的であっても、私営・民営治安部隊の利用は行いません。

4 安全衛生

4.1 労働安全衛生

労働者が安全衛生上の危険源（化学物質、電気およびその他のエネルギー源、火災、車両、落下物の危険源など）に晒される可能性を特定および評価し、ヒエラルキーコントロールを使用して軽減するものとします。これらの手段により危険源を適切に管理することができない場合、労働者は、適切で正しく維持管理された個人用保護具が提供されるものとします。また、必要に応じて従業員に個人用保護具を提供するとともに、いつ・どのように保護具を使用するかを理解させるための教育を行い、これらの危険源に関連する労働者へのリスクに関する教材を提供するものとします。

妊婦および授乳婦を、本人や子供にとって危険源となる可能性がある労働環境に置かないことや、授乳婦に合理的な配慮を提供するなど、ジェンダーに配慮した対策を講じるものとします。安全衛生影響の継続的改善とインシデント削減のための定量的目標を設定し、請負業者や外部利害関係者にも

適用されるOHS方針を策定します。国際基準、規制、自主プログラム、団体協定に準拠した安全衛生管理を全事業・従業員・請負業者に実施します。

4.2 職場

地域や国の安全・労働衛生・火災安全法規を満たす、または上回る労働環境を提供します。サプライヤーまたは人材斡旋会社が労働者に住居を提供する場合も、同様の基準を適用するものとします。また、リモートワーカーに対するベストプラクティスの理解、実践を奨励し、労働環境の整備を推進します。

4.3 緊急時への備え

潜在的な緊急事態および事象を特定・評価し、その影響を、緊急事態発生時の報告、従業員への周知および避難手順、労働者のトレーニングおよび訓練を含む、緊急計画および対応手順を実施することにより、最小限に抑えるものとします。

防災訓練は、少なくとも年に1度、または現地法で義務付けられた頻度のうち、いずれかより厳しい頻度で実施するものとします。緊急計画には、適切な火災報知器および消火設備、分かり易く障害物のない出口、適切な非常口のある施設、緊急対応にあたる人員の連絡先情報、および復旧計画なども含まれるものとします。かかる計画および手順は、生命、環境、および財産への損害を最小限に抑えることに重点を置くものとします。

4.4 事故管理

労働災害および疾病を防止、管理、追跡、および報告するために、手順および仕組みを整備するものとします。これには、すべての労働者からの報告の奨励、労働災害および疾病の事例の分類と記録、必要な治療の提供、事例の調査、原因をなくすための是正措置の実施、ならびに労働者の職場復帰の促進のための規定が含まれます。

労働者が報復を恐れることなく、差し迫った危害から離れ、状況が緩和されるまで復帰しないことを許可するものとします。

4.5 コントラクター

自社のサプライチェーンの一員であるコントラクターの安全衛生を適切に管理します。コントラクターの自社との事業活動で生じる危険の特定とリスクの査定・監査、並びにコントラクターの従業員に影響を及ぼす自社の活動を査定・管理するための調達プロセスを整備します。

5 マネジメントシステム

私たちは、本規範の内容に関連する範囲でマネジメントシステムを導入、または構築するものとします。マネジメントシステムは、以下を確保するために設計されるものとします：

- (a) 私たちの業務および製品に関連する適用法令、および顧客要求事項の遵守、
- (b) 本規範への適合、および

(c) 本規範に関連した運用リスクの特定と軽減。また、継続的改善も促進するものとします。

5.1 企業のコミットメント

経営層によって承認された、デューデリジェンスと継続的な改善に対するコミットメントを確約する人権、安全衛生、環境と倫理に関する方針声明を策定します。方針声明は公開し、労働者が理解できる言語で、利用可能な手段で伝達します。

5.2 リスク評価

適用法令、および顧客要求事項を監視、特定、理解し、その遵守を確保するために、適切かつ効果的なコンプライアンスプロセスを確立します。

5.3 デューデリジェンス

OECD（経済協力開発機構）の責任ある企業行動に対するデューデリジェンスガイドラインに従い自社のお取引先ならびに仕入先に対しデューデリジェンスを実施し、透明性とトレーサビリティを促進し、更にサプライチェーンに対してもESGスタンダードを実施し、本指針を落とし込むべく最善の努力を尽くします。

5.4 原材料及び鉱物の責任ある調達

サプライチェーンのトレーサビリティおよび透明性を促進するマネジメントシステムを開発し、自社の製品に使用される原材料及び鉱物の責任ある調達を実施します。

特に製品に含まれるタンタル、スズ、タングステン、金、コバルトなどの原材料については、経済協力開発機構（OECD）の「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのガイドダンス」または同等の認定されたデューデリジェンスの枠組みを基準として採用します。これに合致した方法で調達されていることを合理的に保証するため、デューデリジェンスを実施します。

5.5 サプライヤーの責任

規範の要件をサプライヤーに伝達し、サプライヤーによる規範の遵守を監視するためのプロセスを確立するものとします。責任ある企業行動を遵守するビジネスパートナーを選択し、サプライチェーンへの本指針の落とし込みを実施します。

5.6 管理プロセス

マネジメントシステムの実施、および法令、規範の遵守に関して、すべての従業員レベル（上級管理者から労働者まで）に対して、責任と権限が適切かつ効果的に定義され、割り当てられています。

5.7 トレーニング

方針、手順、および改善目標を実施し、適用される法令要件を満たすために、管理者および労働者を教育するプログラムを確立します。

5.8 コミュニケーション

業務上の慣行および条件に関するフィードバックを得て、継続的改善を促進するために、労働者、内外のステークホルダー（関連する場合または必要な場合）との適切かつ効果的な双方向の継続的コミュニケーションプロセスを確立します。

5.9 パフォーマンスレビューおよび継続的改善

適切かつ効果的な管理パフォーマンスレビューおよび継続的改善に関するプロセスが確立されています。

5.10 復旧活動

自社の事業活動が環境的または社会的な悪影響をもたらした場合、またはその一端を担ってしまった場合、正当なプロセスによる改善・修復に協力します。

結び

私たちは、適用される法令を遵守するとともに、本行動規範に基づき、人権尊重、環境保全、安全で健全な労働環境の確保、ならびに公正で透明な事業活動の推進に取り組めます。

また、これらの取り組みをサプライチェーン全体に広げていくため、サプライヤーの皆様と協力し、対話を通じて継続的な改善を進めていきます。

なお、本行動規範の内容が適用法令の内容を超える場合には、当該法令に反しない範囲で本行動規範を適用します。

本行動規範に反する行為が認められた場合には、是正に向けた対応を求め、必要に応じて適切な措置を講じます。

<付表1>

RBA行動規範およびサステナビリティ指針 対照表

#	サプライチェーン行動規範	RBA行動規範(8.0)	AIAG & Drive Sustainabilityのサステナビリティ指針(4.0)
1.1	汚職防止・資金洗浄防止	D1項「ビジネスインテグリティ」 D2項「不適切な利益の排除」	1項「汚職防止・資金洗浄防止」
1.2	データ保護・データセキュリティ	D8項「プライバシー」	1項「データ保護・データセキュリティ」
1.3	財務責任・記録の精度	D3項「情報の開示」	1項「財務責任・記録の精度」
1.4	情報の開示	D3項「情報の開示」	1項「情報の開示」
1.5	利害の対立	D1項「ビジネスインテグリティ」	1項「利害の対立」
1.6	反社会的勢力との関係遮断	-	-
1.7	偽造品	D1項「ビジネスインテグリティ」	1項「偽造品」
1.8	知的財産	D4項「知的財産」	1項「知的財産」
1.9	輸出管理・取引・経済制裁	-	1項「輸出管理・取引・経済制裁」
1.10	苦情処理メカニズム	D6項「身元の保護と報復の禁止」	1項「苦情処理メカニズム」
1.11	報復措置防止	-	1項「報復措置防止」
1.12	公正なビジネス、広告、および競争	D5項「公正なビジネス・広告・競争」	-
1.13	文書化と記録	E11項「文書化と記録」	-
2.1	エネルギー消費および温室効果ガスの排出	C8項「エネルギー消費および温室効果ガスの排出」	2項「カーボンニュートラリティ」
2.2	汚染防止と省資源	C2項「汚染防止と省資源」	-
2.3	水質・消費・マネジメント	C7項「水の管理」	2項「水質・消費・マネジメント」
2.4	大気の水質	C5項「大気への排出」	2項「空気の水質」
2.5	製品含有化学物質の管理	-	2項「責任ある化学物質の管理」
2.6	化学物質および廃棄物の管理	C3項「有害物質」	-
2.7	資材の制限	C6項「資材の制限」	-
2.8	循環性	C4項「固形廃棄物」	2項「循環性」
2.9	動物福祉	-	2項「動物福祉」
2.10	生物多様性・土地利用・森林破壊	-	2項「生物多様性・土地利用・森林破壊」
2.11	土壌の水質	-	2項「土壌の水質」
2.12	騒音	-	2項「騒音」
3.1	児童就労と若年労働者	A2項「若年労働者」	3項「児童就労と若年労働者」
3.2	賃金・福利厚生	A4項「賃金および福利厚生」	3項「賃金・福利厚生」
3.3	就労時間	A3項「労働時間」	3項「就労時間」
3.4	現代奴隷	A1項「強制労働の禁止」	3項「現代奴隷」
3.5	倫理的雇用	A1項「強制労働の禁止」	3項「倫理的雇用」
3.6	結社と団体交渉の自由	A6項「結社の自由および団体交渉」	3項「結社と団体交渉の自由」
3.7	差別・ハラスメントの禁止	A5項「差別の排除／ハラスメントの禁止／人道的待遇」	3項「差別・ハラスメントの禁止」
3.8	女性の権利	-	3項「女性の権利」
3.9	ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン(多様性・公平性・包摂性)	-	3項「ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン」
3.10	マイノリティおよび先住民の権利	-	3項「マイノリティおよび先住民の権利」
3.11	土地の権利と強制退去	-	3項「土地の権利と強制退去」
3.12	私営・民営治安部隊	-	3項「私営・民営治安部隊」
4.1	労働安全衛生	B1項「労働安全衛生」 B4項「産業衛生」 B5項「身体に負荷のかかる作業」 B6項「機械の安全対策」 B8項「安全衛生に関する連絡」	4項「職場」
4.2	職場	B7項「衛生設備、食事、および住居」	4項「職場」
4.3	緊急時への備え	B2項「緊急時への備え」	4項「緊急時への備え」
4.4	事故管理	B3項「労働災害および疾病」	4項「事故管理」
4.5	コントラクター	-	4項「コントラクター」
5	マネジメントシステム	C1項「環境許可と報告」 E項「マネジメントシステム」前文	-
5.1	企業のコミットメント	E1項「企業のコミットメント」	-
5.2	リスク評価	E3項「法的要件および顧客の要件」 E4項「リスク評価とリスク管理」	-
5.3	デューデリジェンス	E12項「サプライヤーの責任」	5項「デュー・デリジェンス」
5.4	原材料及び鉱物の責任ある調達	D7項「責任ある鉱物調達」	5項「原材料及び鉱物の責任ある調達」
5.5	サプライヤーの責任	E12項「サプライヤーの責任」	5項「デュー・デリジェンス」
5.6	管理プロセス	E2項「経営者の説明責任と責任」	-

5.7	トレーニング	E6項「トレーニング」	-
5.8	コミュニケーション	E7項「コミュニケーション」 E8項「労働者／ステークホルダーの関与と救済へのアクセス」	-
5.9	パフォーマンスレビューおよび継続的改善	E5項「改善目標」 E9項「監査および評価」 E10項「是正措置プロセス」	-
5.10	復旧活動	-	1項「復旧活動」